

《大垣共立》証券総合取引約款・規定集 新旧対照表

(変更日 2024年1月4日)

1. 証券特定口座規定

変更前	変更後
<p>第1条～第7条 省略</p> <p>(特定口座に受け入れる証券投資信託及び公共債の範囲等)</p> <p>第8条</p> <p>①～④ 省略</p> <p>⑤ お客さまが当社に開設する非課税口座又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定並びに課税未成年者口座である特定口座で管理されていた証券投資信託で、所定の方法により、お客さまが当社に開設される特定口座への移管により受け入れるもの。(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。)</p> <p>第9条～19条 省略</p>	<p>第1条～第7条 省略</p> <p>(特定口座に受け入れる証券投資信託及び公共債の範囲等)</p> <p>第8条</p> <p>①～④ 省略</p> <p>⑤ お客さまが当社に開設している非課税口座又は未成年者口座並びに課税未成年者口座である特定口座で管理されていた証券投資信託で、所定の方法により、お客さまが当社に開設される特定口座への移管により受け入れるもの。(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。)</p> <p>第9条～19条 省略</p>

2. 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する規定

※「非課税上場株式等管理に関する規定」から規定名称を変更しております。

変更前	変更後
<p>第1条 省略</p> <p>(非課税口座開設届出書の提出)</p> <p>第2条 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」及び「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則(以下「施行規則」といいます。)第18条の15の3第24項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開年」といいます。)又は<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定を再設定しようとする年</u>(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。</p> <p>また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(非課税口座開設届出書の提出)</p> <p>第2条 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則(以下「施行規則」といいます。)第18条の15の3第24項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開年」といいます。)又は<u>特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年</u>(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。</p> <p>また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税</p>

変更前	変更後
<p>口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>に上場株式等（法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等の内、当社で取り扱う公社債投資信託以外の全ての公募株式投資信託をいいます。以下同じ。）の受け入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>が設けられていたとき</p> <p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の<u>翌年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>が設けられることとなっていたとき</p> <p>5 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届</p>	<p>口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の<u>特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>に上場株式等（法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等の内、当社で取り扱う公社債投資信託以外の全ての公募株式投資信託をいいます。以下同じ。）の受け入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の<u>特定累積投資勘定</u>が設けられていたとき</p> <p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の<u>翌年分の特定累積投資勘定</u>が設けられることとなっていたとき</p> <p>5 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき<u>特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。な</p>

変更前	変更後
<p>出書が提出される日以前に、<u>設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>に上場株式等の受け入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>が既に設けられている場合には当該<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>を廃止し、お客さまに法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p><u>新設</u></p> <p><u>(非課税管理勘定の設定)</u></p> <p>第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための<u>非課税管理勘定</u>（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の<u>非課税管理勘定</u>は当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年</p>	<p>お、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の<u>特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>に上場株式等の受け入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る<u>特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>が既に設けられている場合には当該<u>特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>を廃止し、お客さまに法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p><u>(個人番号未告知口座の取り扱い)</u></p> <p>第2条の2 <u>個人番号未告知等の理由により、お客さまの非課税管理口座に2018年以降の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設定されていない場合は、当社の定める日に当社に対して「非課税口座廃止届出書」を提出していただいたものとみなし、同日をもって当該非課税口座を廃止させていただきます。</u></p> <p><u>(特定累積投資勘定の設定)</u></p> <p>第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための<u>特定累積投資勘定</u>（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。</p> <p>2 前項の<u>特定累積投資勘定</u>は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年</p>

変更前	変更後
<p>の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日) において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p> <p>（<u>累積投資勘定の設定</u>）</p> <p>第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための<u>累積投資勘定</u>（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2042年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、<u>勘定設定期間内の各年</u>においてのみ設けられます。</p> <p>2 <u>前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</u></p>	<p>の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日) において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への<u>特定累積投資勘定</u>の設定ができる旨等の提供があつた日（<u>特定累積投資勘定</u>を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p> <p>（<u>特定非課税管理勘定の設定</u>）</p> <p>第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための<u>特定非課税管理勘定</u>（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は<u>第3条の特定累積投資勘定</u>と同時に設けられます。</p> <p>2 <u>削除</u></p>

変更前	変更後
<p>(非課税管理勘定又は累積投資勘定における処理)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 新設</p> <p>(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当社に保管の委託がされるものに限り。）のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払い出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払い出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p>	<p>(非課税管理勘定又は累積投資勘定、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において処理いたします。</p> <p>(特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り。）のみを受け入れます。</p> <p>① 第3条第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の</p>

変更前	変更後
<p><u>イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社から取得をした上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限りま</u> <u>す。）により取得した上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</u></p> <p><u>ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた当社非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社に開設された未成年者口座（法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。）に設けられた未成年者非課税管理勘定（同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。）をいいます。以下、この条において同じ。）から施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</u></p> <p><u>② 施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</u></p> <p><u>③ 施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</u></p> <p>（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>第5条の2 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた<u>累積投資勘定</u>においては、<u>お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進される</u></p>	<p><u>購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。）</u></p> <p><u>② 施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等</u></p> <p><u>③ 削除</u></p> <p>（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>第5条の2 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた<u>特定非課税管理勘定</u>においては、次に掲げる上場株式等（<u>当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り</u>ます。）のみを受け入れます。</p>

変更前	変更後
<p>ものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において<u>施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、</u>のみを受け入れます。</p> <p>① <u>第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等のその購入の代価の額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの</u></p> <p>② <u>施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等</u></p> <p>2 新設</p>	<p>① <u>特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等の購入の代価をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。）</u></p> <p>イ <u>当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,200万円を超える場合</u></p> <p>ロ <u>当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合</u></p> <p>② <u>施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等</u></p> <p>2 <u>特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。</u></p> <p>① <u>公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）又は信</u></p>

変更前	変更後
<p>(譲渡の方法)</p> <p>第6条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社に対して譲渡する方法、又は法第37条の10第3項第4号又は法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p><u>2 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社に対して譲渡する方法並びに法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</u></p> <p>(非課税口座内上場株式等の払い出しに関する通知)</p> <p>第7条 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は</p>	<p><u>託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの</u></p> <p><u>② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）に施行令第25条の13第15項第1号及び第3号の定めがあるもの以外のもの</u></p> <p>(譲渡の方法)</p> <p>第6条 非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社に対して譲渡する方法並びに法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p><u>2 削除</u></p> <p>(非課税口座内上場株式等の払い出しに関する通知)</p> <p>第7条 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投</p>

変更前	変更後
<p>一部の払い出し（振替によるものを含むものとし、<u>第5条第1号口及び第2号に規定する移管に係るもの、施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。</u>）があった場合（<u>同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払い出しがあったものとみなされるものを含みます。</u>）には、当社は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払い出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払い出しがあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払い出しの時の金額及び数、その払い出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p><u>2 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払い出し（振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払い出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払い出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る</u></p>	<p>資勘定又は特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払い出し（振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合には、当社は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払い出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払い出しがあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払い出しの時の金額及び数、その払い出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p><u>2 削除</u></p>

変更前	変更後
<p><u>非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者</u>) に対し、当該払い出しがあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払い出し時の金額及び数、その払い出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>(非課税管理勘定終了時の取り扱い) 第8条 省略</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。</p> <p>① <u>お客さまから当社に対して第5条第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</u></p> <p>② <u>お客さまから当社に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客さまが当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</u></p> <p>③ <u>前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</u></p>	<p>(非課税管理勘定終了時の取り扱い) 第8条 省略</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。</p> <p>① <u>お客さまが当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</u></p> <p>② <u>前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</u></p> <p>③ 削除</p>
<p>(累積投資勘定終了時の取り扱い) 第8条の2 省略</p> <p>2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。</p> <p>① <u>お客さまから当社に対して施行令第25条の13第20項において準用する施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客さまが当社に特定口座を開設して</u></p>	<p>(累積投資勘定終了時の取り扱い) 第8条の2 省略</p> <p>2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。</p> <p>① <u>お客さまが当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</u></p>

変更前	変更後
<p>いない場合 一般口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p> <p>(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p>第9条 当社は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客さまの氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。</p> <p>① 当社がお客さまから施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</p> <p>② 省略</p> <p>2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受け入れを行うことはできなくなります。ただし、同</p>	<p>② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p> <p>(累積投資勘定又は特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p>第9条 当社は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客さまの氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定又は特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。</p> <p>① 当社がお客さまから施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</p> <p>② 省略</p> <p>2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定又は特定累積投資勘定並びに特定非課税管理勘定に上場株式</p>

変更前	変更後
<p>日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名及び住所を確認できた場合又はお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p>	<p>等の受け入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名及び住所を確認できた場合又はお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p>
<p><u>(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)</u> <u>第10条</u> お客さまが、当社に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。 2 お客さまが、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当社に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。 3 2024年1月1日以後、お客さまが当社に開設した非課税口座（当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限ります。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</p>	<p><u>削除、以降条数を変更</u></p>
<p>(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取り扱い) <u>第11条</u> 省略</p>	<p>(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取り扱い) <u>第10条</u> 省略</p>
<p>(非課税口座での取引である旨の明示) <u>第12条</u> 省略 2 省略</p>	<p>(非課税口座での取引である旨の明示) <u>第11条</u> 省略 2 省略</p>
<p>(契約の解除) <u>第13条</u> 省略</p>	<p>(契約の解除) <u>第12条</u> 省略</p>

3. 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する規定

変更前	変更後
<p>第1章 総則 (この規定の趣旨)</p> <p>第1条 省略</p> <p>第2章 未成年者口座の管理 (未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13の8第20項により読み替えて準用する施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>第1章 総則 (この規定の趣旨)</p> <p>第1条 省略</p> <p>第2章 未成年者口座の管理 (未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して<u>2023年9月30日</u>までに法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13の8第20項により読み替えて準用する施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p>

変更前	変更後
<p>4 お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年12月31日又は2023年12月31日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合又は法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合（災害、疾病その他の施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預け入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。</p>	<p>4 削除</p>
<p>5 当社が「未成年者口座廃止届出書」（お客さまがその年1月1日において19歳である年の9月30日又は2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客さまが1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受け入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当社はお客さまに法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>（非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定） 第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この規定に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等の内、当社で取り扱う公募株式投資信託をいいます。この規定の第14条から第16条、</p>	<p>5 削除</p> <p>（非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定） 第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この規定に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等の内、当社で取り扱う公募株式投資信託をいいます。この規定の第15条から第17条、</p>

変更前	変更後
<p>第18条及び第24条第1項を除き、以下同じ。) (以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客さまがその年の1月1日において<u>20歳未満</u>である年及び出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>2 省略</p> <p>3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この規定に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(お客さまがその年の1月1日において<u>20歳未満</u>である年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理) 第4条 省略</p> <p>(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲) 第5条 省略</p> <p>2 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① 省略</p> <p>② 施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる</p>	<p>第19条及び第25条第1項を除き、以下同じ。) (以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客さまがその年の1月1日において<u>18歳未満</u>である年及び出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>2 省略</p> <p>3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この規定に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(お客さまがその年の1月1日において<u>18歳未満</u>である年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理) 第4条 省略</p> <p>(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲) 第5条 省略</p> <p>2 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① 省略</p> <p>② 施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる</p>

変更前	変更後
<p>上場株式等（この場合、「<u>未成年者口座内上場株式等移管依頼書</u>」を提出してください）</p> <p>③ 省略</p> <p>（譲渡の方法）</p> <p>第6条 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社に対して譲渡する方法、又は法37条の10第3項第4号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を經由して行われる方法により行うこととします。</p> <p>（課税未成年者口座等への移管）</p> <p>第7条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取り扱いとなります。</p> <p>① 省略</p> <p>② お客さまがその年の1月1日において<u>20歳</u>である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>2 省略</p> <p>（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理）</p> <p>第8条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取り扱いとなります。</p> <p>① 省略</p> <p>② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この規定のこの号及び第16条第2号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の</p>	<p>上場株式等</p> <p>③ 省略</p> <p>（譲渡の方法）</p> <p>第6条 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社に対して譲渡する方法、又は法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を經由して行われる方法により行うこととします。</p> <p>（課税未成年者口座等への移管）</p> <p>第7条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取り扱いとなります</p> <p>① 省略</p> <p>② お客さまがその年の1月1日において<u>18歳</u>である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>2 省略</p> <p>（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理）</p> <p>第8条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取り扱いとなります。</p> <p>① 省略</p> <p>② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この規定のこの号及び第17条第2号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の</p>

変更前	変更後
<p>資産の交付が、当社を経由して行われぬものに限ります。) 又は贈与をしないこと 以降省略</p> <p>③ 省略</p> <p>(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止) 第9条 省略</p> <p>(未成年者口座内上場株式等の払い出しに関する通知) 第10条 省略</p> <p><u>新設</u></p> <p>(出国時の取り扱い) 第11条 お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</u></p>	<p>資産の交付が、当社を経由して行われぬものに限ります。) 又は贈与をしないこと 以降省略</p> <p>③ 省略</p> <p>(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止) 第9条 省略</p> <p>(未成年者口座内上場株式等の払い出しに関する通知) 第10条 省略</p> <p><u>(継続管理勘定等への移管)</u></p> <p><u>第11条 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。</u></p> <p>(出国時の取り扱い) 第12条 お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>削除</u></p>

変更前	変更後
<p>第3章 課税未成年者口座の管理 (課税未成年者口座の設定) <u>第12条</u> 省略</p> <p>(課税管理勘定における処理) <u>第13条</u> 課税未成年者口座における上場株式等 (法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下<u>第14条</u>から<u>第16条</u>及び<u>第18条</u>において同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預け入れ若しくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、(以下省略)</p> <p>(譲渡の方法) <u>第14条</u> 省略</p> <p>(課税管理勘定での管理) <u>第15条</u> 省略</p> <p>(課税管理勘定の金銭等の管理) <u>第16条</u> 課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預け入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年12月31日までは、次に定める取り扱いとなります。</p> <p>① 省略</p> <p>② 当該上場株式等の<u>第14条</u>に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの (当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社を経由して行われないものに限りです。)又は贈与をしないこと(以降省略)</p> <p>③ 省略</p>	<p>第3章 課税未成年者口座の管理 (課税未成年者口座の設定) <u>第13条</u> 省略</p> <p>(課税管理勘定における処理) <u>第14条</u> 課税未成年者口座における上場株式等 (法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下<u>第15条</u>から<u>第17条</u>及び<u>第19条</u>において同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預け入れ若しくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、(以下省略)</p> <p>(譲渡の方法) <u>第15条</u> 省略</p> <p>(課税管理勘定での管理) <u>第16条</u> 省略</p> <p>(課税管理勘定の金銭等の管理) <u>第17条</u> 課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預け入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年12月31日までは、次に定める取り扱いとなります。</p> <p>① 省略</p> <p>② 当該上場株式等の<u>第15条</u>に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの (当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社を経由して行われないものに限りです。)又は贈与をしないこと(以降省略)</p> <p>③ 省略</p>

変更前	変更後
<p>(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p> <p><u>第17条</u> <u>第15条</u>若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)</p> <p><u>第18条</u> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(出国時の取り扱い)</p> <p><u>第19条</u> お客さまが出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この規定の第3章(<u>第14条</u>及び<u>第18条</u>を除く)の適用があるものとして取り扱います。</p> <p>第4章 口座への入出金 (課税未成年者口座への入出金処理)</p> <p><u>第20条</u> 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>第5章 代理人による取引の届出 (代理人による取引の届出)</p> <p><u>第21条</u> 省略</p> <p>(法定代理人の変更)</p> <p><u>第22条</u> 省略</p> <p>第6章 その他の通則 (取引残高の通知)</p> <p><u>第23条</u> 省略</p>	<p>(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p> <p><u>第18条</u> <u>第16条</u>若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)</p> <p><u>第19条</u> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(出国時の取り扱い)</p> <p><u>第20条</u> お客さまが出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この規定の第3章(<u>第15条</u>及び<u>第19条</u>を除く)の適用があるものとして取り扱います。</p> <p>第4章 口座への入出金 (課税未成年者口座への入出金処理)</p> <p><u>第21条</u> 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>第5章 代理人による取引の届出 (代理人による取引の届出)</p> <p><u>第22条</u> 省略</p> <p>(法定代理人の変更)</p> <p><u>第23条</u> 省略</p> <p>第6章 その他の通則 (取引残高の通知)</p> <p><u>第24条</u> 省略</p>

変更前	変更後
<p>(未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示)</p> <p><u>第24条</u> お客さまが受入期間内に、当社から取得した上場株式等（未成年者口座への受け入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受け入れである場合には、<u>第13条</u>に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受け入れである旨の明示を行っていただく必要があります。</p>	<p>(未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示)</p> <p><u>第25条</u> お客さまが受入期間内に、当社から取得した上場株式等（未成年者口座への受け入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受け入れである場合には、<u>第14条</u>に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受け入れである旨の明示を行っていただく必要があります。</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 省略</p>
<p>(基準年以降の手続き等)</p> <p><u>第25条</u> 省略</p>	<p>(基準年以降の手続き等)</p> <p><u>第26条</u> 省略</p>
<p>(非課税口座のみなし開設)</p> <p><u>第26条</u> <u>2017年から2028年までの各年</u>（その年1月1日においてお客さまが<u>20歳</u>である年に限ります。）の1月1日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p>	<p>(非課税口座のみなし開設)</p> <p><u>第27条</u> <u>2024年以後の各年</u>（その年1月1日においてお客さまが<u>18歳</u>である年に限ります。）の1月1日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p>
<p>2 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において<u>20歳</u>である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書（法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で非課税上場株式等管理契約（同項第2号</p>	<p>2 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において<u>18歳</u>である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書（法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で特定非課税累積投資契約（同項第6号に</p>

変更前	変更後
<p>に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p> <p>(本契約の解除)</p> <p><u>第27条</u> 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>① 省略</p> <p>② 省略</p> <p>③ 省略</p> <p>④ お客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに<u>第11条</u>の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）は、<u>施行令第25条の13の8第20項</u>に規定する「<u>未成年者口座廃止届出書</u>」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ お客さまが出国の日の前日までに<u>第11条</u>の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが<u>20歳</u>である年の前年12月31日までに「<u>未成年者帰国届出書</u>」を提出しなかった場合は、その年の1月1日においてお客さまが<u>20歳</u>である年の前年の12月31日の翌日</p> <p>⑥ 省略</p> <p><u>附則</u> 成年年齢に係る2019年税制改正に伴い、<u>2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。</u></p>	<p>規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p> <p>(本契約の解除)</p> <p><u>第28条</u> 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>① 省略</p> <p>② 省略</p> <p>③ 省略</p> <p>④ お客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに<u>第12条</u>の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）は、<u>法第37条の14の2第20項の規定により</u>「<u>未成年者口座廃止届出書</u>」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ お客さまが出国の日の前日までに<u>第12条</u>の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが<u>18歳</u>である年の前年12月31日までに「<u>未成年者帰国届出書</u>」を提出しなかった場合は、その年の1月1日においてお客さまが<u>18歳</u>である年の前年の12月31日の翌日</p> <p>⑥ 省略</p> <p><u>附則</u> 削除</p>